

## 【申込資格】

次の1～4のすべての項目に該当していることが必要です。

1. 申込者本人が、播磨町内に住んでいるか、町内に勤務場所を有している方  
住民票や在職証明書などで、その事実が確認できる方でなければなりません。
2. 申込者本人が独立の生計を営む能力がある方
3. ①現に同居し、または同居しようとする親族のある方  
②内縁関係にある方や婚約者のある方も入居できます。  
③家族構成が夫婦または親子を主としたもので、入居される方が原則として2人以上であること。(友人などの寄り合い世帯・他の扶養義務のある祖父母、親、兄弟姉妹を呼んで同居するなど、不自然な合体、分離した世帯については、申し込みできません。)  
④現に民間賃貸住宅等に居住し、家賃の不払い等により住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。  
⑤申込者本人または同居しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(兵庫県警察に照会する場合があります。)
4. 収入基準月額（政令月収額）が以下の範囲内の世帯の方
  - ・ 158,000円以下
  - ・ 裁量階層世帯の場合は 214,000円以下（5ページをご参照ください。）
  - ① 算出基礎となる収入は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入です。ただし、平成31年1月以降に就職(開業)された方は、その翌月からの1年間分が対象となります。1年に満たない場合は、その実績を基にして年間総収入金額及び年間総所得金額を推計してください。
  - ② 収入は申込者本人及び同居親族（婚約者含む）全員の収入を合計したものです。
  - ③ 収入基準月額の計算方法については、12～13ページに記載しておりますので、世帯合計の収入が基準の範囲内であるか確認してください。

※ 裁量階層世帯

該当世帯	該当要件
高齢者世帯	申込者が満 60 歳以上の方で、かつ、申込者を除く入居しようとする方のいずれもが満 60 歳以上又は満 18 歳未満の方である世帯(年齢は、申込期間末日現在の満年齢です。)
障害者世帯	入居する方の中に次の①から④に該当する方がいる世帯 身体障害者手帳 1~4 級の方 ②精神障害者福祉手帳 1~2 級の方 ③療育手帳「A」又は「B1」判定の方 ④障害基礎(国民)年金及び障害厚生年金 1~2 級の障害のある方
戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病手帳の交付を受け、恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は、同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障害のある方がいる世帯
被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者(厚生労働省が証明した方)で日本に引揚げた日から 5 年未満の者がいる世帯
ハンセン病療養所入居者等世帯	ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入居者等に該当する方がいる世帯
小学校就学前世帯	同居者に小学校就学前の子どものいる世帯

## 【収入基準早見表】

政令月収額 158,000 円以下（所得のある方が 1 人で、特別控除対象者のいない世帯）  
の場合

（下段は裁量階層世帯 ※5 ページ参照）

区分		単身者	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯
給与所得の方	年間総収入金額 (税込み金額)	2,967,999 円 以下	3,511,999 円 以下	3,995,999 円 以下	4,471,999 円 以下	4,947,999 円 以下	5,423,999 円 以下
		3,887,999 円 以下	4,363,999 円 以下	4,835,999 円 以下	5,311,999 円 以下	5,787,999 円 以下	6,263,999 円 以下
事業所得の方	年間総収入金額	1,896,000 円 以下	2,276,000 円 以下	2,656,000 円 以下	3,036,000 円 以下	3,416,000 円 以下	3,796,000 円 以下
		2,568,000 円 以下	2,948,000 円 以下	3,328,000 円 以下	3,708,000 円 以下	4,088,000 円 以下	4,468,000 円 以下
年金所得の方	年間総収入金額	3,028,001 円 以下	3,534,667 円 以下	4,041,333 円 以下	4,495,295 円 以下	4,942,354 円 以下	5,389,412 円 以下
		3,924,001 円 以下	4,391,765 円 以下	4,838,824 円 以下	5,285,883 円 以下	5,732,942 円 以下	6,180,001 円 以下

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額）の区分により、給与所得金額を計算してください。

年間総収入（支払）金額		給与所得金額の算出式
551,000 円未満		給与所得金額 = 「0」 円
551,000 円以上～1,619,000 円未満		支払金額 - 550,000 円 = 給与所得金額
1,619,000 円以上～1,620,000 円未満		給与所得金額 = 「1,069,000 円」
1,620,000 円以上～1,622,000 円未満		給与所得金額 = 「1,070,000 円」
1,622,000 円以上～1,624,000 円未満		給与所得金額 = 「1,072,000 円」
1,624,000 円以上～1,628,000 円未満		給与所得金額 = 「1,074,000 円」
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア) 支払金額 ÷ 4,000 円で算出した 答の小数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の (ア) で算出した数値に 4,000 円を掛ける。  次に (イ) で算出した金額を右の算 出式にあてはめてください。	左のとおりに端数整理した支払金額 × 0.6 + 100,000 円 = 給与所得金額
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満		左のとおりに端数整理した支払金額 × 0.7 - 80,000 円 = 給与所得金額
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		左のとおりに端数整理した支払金額 × 0.8 - 440,000 円 = 給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円未満		支払金額 × 0.9 - 1,100,000 円 = 給与所得金額

(2) 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により、年金所得金額を計算してください。

【65歳以上の方】

収入金額	年金所得金額の算出式
1,100,000 円以下	年金所得金額 = 「0」 円
1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額 - 1,100,000 円 = 年金所得金額
3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円 = 年金所得金額
4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円 = 年金所得金額

【65歳未満の方】

収入金額	年金所得金額の算出式
600,000 円以下	年金所得金額 = 「0」 円
600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額 - 600,000 円 = 年金所得金額
1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円 = 年金所得金額
4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円 = 年金所得金額

※所得のある方が2人以上の世帯の方は、所得を合算してください。

控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 2、3、5～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 年齢は、申込受付期間末日現在の満年齢です。

控除対象		章	控除額	
1.同居親族		申込住宅に同居する本人以外の方	38万円	
2.同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方		
控 除 対 象 者	3.老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円	
	4.特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円	
	5.障害者	①特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) (1)心神喪失の状態にある方又は精神保健指定医等の判定により精神薄弱者とされた方(このうち重度と判定された方は特別障害者) (2)精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者) (4)障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方(「A」の方は特別障害者)	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
			②障害者	(5)戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方(重度の障害とされている方は特別障害者) (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方(重度の障害とされている方は特別障害者) (8)65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長などの認定を受けた方【(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者】
	6.寡婦	申込者本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方 ア.夫と死別または離婚してから婚姻していない方、あるいは夫の生死が不明な方及び、婚姻によらないで、母となった方のうち、現在婚姻をしていない方で扶養親族その他生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が48万円を超える子は除きます。)がいる方 イ.夫と死別してから婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。		
	7.寡夫	申込者本人又は同居親族で次のア～ウすべてに該当する方 ア.妻と死別または離婚してから婚姻していないか、妻の生死が不明である方及び、婚姻によらないで父となった方のうち、現在婚姻していない方 イ.生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が48万円を超えていたりする子は除かれます。)がある方 ウ.年間の所得の見積額が500万円以下であること。		
	8.給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得の金額が10万円未満である場合には、その金額)	10万円	
9.公的年金等所得者	1～7と重複して控除することができます。			

※・控除額は該当者1人についての額(年間)です。

- ・寡婦(寡夫)控除は、所得が27万円以上の方については27万円、27万円以下の方についてはその所得金額を控除します。
- ・給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

(注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

## 政令月収の求め方

### 計算方法

政令月収額は次の順序で計算してください。

#### [計算の順序]

- ・収入の種類別に所得金額を計算する。
- ・各自の総所得金額を計算する。
- ・収入のある方の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- ・世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12で割って政令月収額を計算する。

### (1) 種類別所得金額の計算

#### ① 給与所得金額

ア 令和元年12月以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和2年分源泉徴収票の支払金額(税込み)を、7ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

イ 令和2年1月以降就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は、7ページ計算表の算出式に当てはめて次のとおり計算します。

(ア) 令和2年1月末に就職された方

就職した月の翌月から12か月分の合計金額を支払金額として計算します。

(イ) 令和2年2月以降に就職された方

1年間の支払金額を次のとおり推定して計算します。

(a) 1か月平均収入金額 = 働いた期間の総収入 ÷ 働いた期間の月数

(※ 働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。)

(b) 年間推定支払金額 = 1か月平均収入金額 × 12

(ボーナスがある場合は、1か月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12を掛けた後に加えてください。)

#### ③ 事業所得金額

ア 令和元年12月以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和2年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。

イ 令和2年1月以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。

(ア) 令和2年1月末に開業された方

開業した月の翌月から12か月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。

(イ) 令和2年2月以降に開業された方

1年間の事業所得金額を推定して次のとおり計算します。

(a) 1か月平均事業所得金額

(営業した期間の総収入 - 必要経費合計) ÷ 営業した期間の月数

(※ 営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。)

(b) 年間推定事業所得金額 = 1か月平均事業所得金額 × 12

③ 年金所得金額(雑所得年金)

ア 年金所得がある方は、年間総支給額を7ページの計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

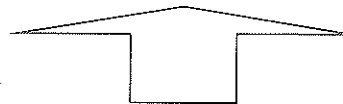
総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得  
＋配当所得 (各自の総所得金額を計算してください。)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算

世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	÷12=	政令月収額



8ページの「控除額一覧表」を参照して合計額を計算してください。

控除対象	控除額
1 同居親族	38万円× 人 円
2 同居しない扶養親族	38万円× 人 円
3 老人扶養親族	10万円× 人 円
4 特定扶養親族	25万円× 人 円
5-①特別障害者	40万円× 人 円
5-②障 害 者	27万円× 人 円
6 寡 婦	27万円× 人 円
7 寡 夫	27万円× 人 円
8 給 与 所 得 者 平成31・令和元年に所得がない方又は 退職された方のみ	10万円× 人 円
9 公的年金等所得者 平成31・令和元年に所得がない方のみ	
控 除 額 の 合 計	円

※入居申込書の「収入・所得」欄には、給与所得の方は、(1)の①の支払金額(税込)を、事業所得の方は、(1)の②の事業所得金額を、年金所得の方は、(1)の③の年間総支給額を記入してください。